

平成17年分 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用)

面

(共有者の氏名)

フリガナ	
氏 名	
フリガナ	
氏 名	

○この明細書は、**申告書と一緒に提出してください。**

転居年月日	平成 年 月 日											
再居住開始年月日	平成 年 月 日											
再び居住の用に供した 家屋の所在地												
居住の用に供していない 期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用	平成 年 月 日	～	平成 年 月 日	☐ 空家	☐ その他 (						

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項		土地に関する事項	
居住開始年月日	㊦	平成 年 月 日	(平成 年 月 日)	
取得対価の額	㊧	円	㊨	円
総(床)面積	㊩	m ²	㊪	m ²
うち居住用部分の(床)面積	㊫	㊬	㊭	

居住開始年月日	㊦	平成 年 月 日
増改築等の費用の額	㊧	
うち居住用部分の金額	㊨	

※ ⑦の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

平成19年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を で囲んでください。

住宅借入金等の 年末残高の合計額	④	円	※「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の⑩の金額を転記します。
---------------------	---	---	--

居住の用に供した日等	住宅借入金等の 年末残高の合計額		住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
平成13年1月1日から 平成17年12月31日までの 間に居住の用に供した場合	① _____ 円 × 0.01	=	_____ 00 円 ・平成17年中に居住の用に供した場合 最高40万円 ・平成13年1月1日から平成16年12月31日までの 間に居住の用に供した場合 最高50万円
平成11年1月1日から 平成12年12月31日までの 間に居住の用に供した場合	② _____ 円 × 0.0075	=	_____ 00 円 (最高37万5千円)
阪神・淡路大震災の被災者 の家屋の再取得等の場合	③が1,000万円以下のとき ③ _____ 円 × 0.02	=	_____ 00 円
	③が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ③ _____ 円 × 0.01 + 10万円	=	_____ 00 円
	③が2,000万円を超えるとき ③ _____ 円 × 0.005 + 20万円	=	(最高35万円) _____ 00 円

※ 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金等特別控除に転記します。

- この明細書は、住宅借入金等特別控除の再適用を受ける場合に使用します。
- この明細書の書き方については、提出用の二面及び控用の二面を参照してください。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除の再適用を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

1

(共有者の氏名)

フリガナ	
氏名	
フリガナ	
氏名	

○この明細書は、
申告書と一緒に提出してください。

転居年月日	平成 年 月 日
再居住開始年月日	平成 年 月 日
再び居住の用に供した 家屋の所在地	
居住の用に供していない 期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日) ☐ 空家 ☐ その他 ()

3 増改築等をした部分に係る事項

	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日 ㉑	平成 年 月 日	(平成 年 月 日
取得対価の額 ㉒	円 ㉓	円 ㉔
総(床)面積 ㉕	㎡ ㉖	㎡ ㉗
うち居住用部分 の(床)面積 ㉘	㉙	㉚

居住開始年月日	④	平成 年 月 日
増改築等の費用の額	⑤	
うち居住用部分の金額	⑥	

※ ⑨の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

平成18年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。

住宅借入金等の 年末残高の合計額	①	円	※ 「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の①の金額を転記します。
---------------------	---	---	---

居住の用に供した日等	住宅借入金等の 年末残高の合計額		住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)
平成12年1月1日から 平成16年12月31日までの 間に居住の用に供した場合	㉑ _____ 円	$\times 0.01$	= _____ 円 (最高50万円)
平成11年中に居住の用に 供した場合	㉑ _____ 円	$\times 0.0075$	= _____ 円 (最高37万5千円)
阪神・淡路大震災の被災者 の家屋の再取得等の場合	㉒ ㉑が1,000万円以下のとき		
	㉑ _____ 円	$\times 0.02$	= _____ 円
	㉒ ㉑が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき		
	㉑ _____ 円	$\times 0.01 + 10万円$	= _____ 円
	㉒ ㉑が2,000万円を超えると		
	㉑ _____ 円	$\times 0.005 + 20万円$	= _____ 円 (最高35万円)

※ 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅借入金等特別控除に転記します。

